

幕末維新やまぐちデスティネーションキャンペーン限定お土産売込み・PR助成事業 募集要項

1 事業目的

山口県内において、幕末維新やまぐちデスティネーションキャンペーン（以下、山口DC）期間中限定でお土産の販売を行おうとする事業者等に対し、販売までに要する経費の一部を助成することにより、山口DCを盛り上げるとともに、明治維新150年に向けた山口県の新たなお土産開発の醸成を促すことを目的としています。

2 事業内容

山口県内において、山口DC期間中限定で新たなお土産（改良を含む）の販売を行おうとする事業者等に対し、販売までに至る経費の一部を助成します。

（1）助成対象期間

助成認定日から平成29年9月30日まで

（2）助成限度額

10万円

（3）助成率

10／10

（4）助成対象経費

山口DC期間中限定お土産販売までに要する経費の一部（「5 助成対象経費」参照）

3 助成対象事業

次の要件をすべて満たす必要があります。

（1）助成対象者が自ら製造すること。

（2）山口県内において山口DC期間中に販売する新たなお土産（改良を含む）に要する経費であること。

（3）山口県ならではのお土産としてストーリーを語ることができること。

※「山口県ならでは」とは、県産材料を主たる原料としたものや自治体等が発行する観光パンフレットで紹介される等、県特産品として一定の知名度があるものをいいます。

※助成対象事業者が製造・加工するものを対象としており、農林水産物は対象外となります。

4 助成対象者

- (1) 山口県内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者。
- (2) 山口県内で加工した品の製造、販売を行う個人又は任意団体。
※任意団体については、規約及び代表者の定めがあること。

5 助成対象経費

(1) お土産デザイン

新たなお土産の開発又は既存お土産の改良のための企画、デザイン開発

ア デザイナー等への謝金

※デザイナー等とは、デザイナー、コピーライター等名称を問わず、お土産やネーミング、パッケージ等、お土産開発に関する企画、デザイン開発を行う専門家をいいます。

イ デザイン開発料

ウ 企画料

エ 打ち合わせ等旅費

(2) 試作品製作

新たなお土産の開発又は既存お土産の改良のための試作品製作に要する経費

ア 原材料費

イ 設備・機械器具貸借料

ウ 試作品製作費

エ 外注加工費

(3) 助成対象とならない場合の例

ア 開業、運転資金等、開発以外の経費の助成を目的としているもの。

イ 生産・量産用の機械装置・金型の導入等、設備投資を目的としているもの。

ウ 開発した試作品自体の販売を目的としているもの。

エ 従前から販売しているお土産の外装を変更しただけのもの。

※複数社が既存の商品を持ち寄り、一つの商品としてセット販売することは助成対象とします。

6 申請書類の作成及び提出

助成を希望される方は、応募申込書等を作成の上、受付期間内に提出してください。応募申込書は、(一社)山口県物産協会のホームページからダウンロードできます。(http://www.yamaguchi-bussan.jp/)

【提出書類】

- ・応募申込書（別記様式第1号及び別紙1～3：正本1部）
 - ・山口県が課税するすべての県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことを証する書類（納税証明書）（正本1部）
 - ・提出者の定款、登記事項証明書（各写し1部）
- ※個人の場合は不要

7 助成事業のスケジュール

	第1回	第2回	第3回
応募申込書の受付	4月12日～ 5月19日	6月1日～ 6月15日	7月3日～ 7月14日
書類審査	5月下旬	6月中旬	7月中旬
助成対象者の決定	5月下旬	6月下旬	7月下旬
販売開始	原則9月1日～		

※予算上限に達したときには募集を終了しますので、第2回以降の募集を行わない場合があります。

8 応募に係る注意事項

- （1）提出書類は返却しませんので、予めご了承ください。
- （2）応募に係る一切の費用については、応募者自身の負担とさせていただきます。
- （3）本助成事業は競争的資金であるため、応募申込書等を提出されても必ず認定されるものではありません。
- （4）同一の事業内容で、他の補助金や助成金等と重複して本事業助成金を交付することはできません。
- （5）本助成事業の応募は、一助成対象者につき一商品です。

9 審査方法

幕末維新やまぐちデスティネーションキャンペーン限定お土産売込み・PR助成事業審査委員会において、書類審査を行います。

10 助成事業者の義務

助成金の交付決定を受けた方は、次の条件を守らなければなりません。

- （1）交付決定を受けた後、助成事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、もしくは助成事業を中止・廃止しようとする場合は、事前に（一社）山口県物産協会の承認を得なければなりません。

- (2) 事業を完了したときは30日以内又は平成29年9月30日のいずれか早い期日までに事業成果報告書を提出しなければなりません。

※事業の完了は、助成対象となるお土産の販売を開始した日です。

- (3) 助成事業に係る経理については、その他の経費と区分して、その収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

11 助成事業を実施するための注意事項

- (1) 助成対象経費は、交付決定後に取得・支出する費用に限られます。(交付決定前の経費は助成対象となりません。)
- (2) 助成金は、助成事業終了後、経費の支払い実績を証拠書類等により確認した後に交付します。従って、事業実施にあたっては、助成金相当分の自己資金等を確保する必要があります。
- (3) 経費の支払い実績が、見積書・契約書・請求書などの証拠書類等により確認できない場合は、当該経費は助成対象外となります。
- (4) 現金手渡しでの支払いは助成対象として認められません。金融機関・郵便局からの振込による資金移動を伴う支払いが基本となります。
- (5) 認定の際に通知する助成金交付予定額は、助成金交付額の上限を示すものであり、事業完了及び検査後に助成金の額が確定します。(助成金交付予定額から減額されることがあります。)

12 助成金交付決定の取消し及び助成金の返還

次のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すとともに、すでに交付された助成金があれば、その返還を求めます。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) 助成金交付の条件に違反したとき。
- (3) 助成事業の実施について不正行為があったとき。
- (4) 助成事業を中止又は廃止したとき。
- (5) 法令違反などの反社会的行為が明らかになったとき。
- (6) 山口DC期間中に販売しなかったとき又は当初の予定から著しく販売の遅れや製造数量が少なくなる等により、(一社)山口県物産協会が本事業の効果を期待できないと判断したとき。

13 応募受付・問い合わせ先

- (1) 応募受付及び詳細な事業案内等
一般社団法人山口県物産協会

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1

TEL：083-932-2740

FAX：083-923-8877

様式のダウンロード <http://www.yamaguchi-bussan.jp/>

(2) 山口県が課税する全ての県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に
未納がないことを証する書類（納税証明書）の発行場所

県税事務所	所在地	電話番号
岩国県税事務所	岩国市三笠町 1-1-1	0827-29-1500
柳井県税事務所	柳井市南町 3-9-3	0820-23-2121
周南県税事務所	周南市毛利町 2-38	0834-33-6411
山口県税事務所	山口市神田町 6-10	083-925-5750
宇部県税事務所	宇部市琴芝町 1-1-50	0836-21-2111
下関県税事務所	下関市貴船町 3-2-1	083-223-7191
萩県税事務所	萩市江向河添沖田 531-1	0838-25-3111

※課税がなく、納税額が0円の場合でも「未納がないこと」の納税証明書
を発行してもらってください。